

## 幸手保健所精神障害者支援地域協議会（代表者会議）設置要綱

### 1 目的

埼玉県精神障害者支援地域協議会（代表者会議）設置運営要綱に基づき、地域における措置入院の運用、措置入院者の退院後の支援体制、医療機関及び関係機関の役割分担並びに地域における課題等に対する対応等について検討する。

### 2 実施主体

本会議の実施主体は、幸手保健所とする。

### 3 回数

年1回程度とする。

### 4 構成員

(1) 以下の機関の代表者とする。

- ①管内精神科医療機関
- ②管内市町障害福祉主管課、及び保健主管課
- ③相談支援事業所
- ④基幹相談支援センター
- ⑤管内警察署生活安全課
- ⑥幸手保健所
- ⑦その他、保健所長が特に必要と認める関係機関

### 5 内容

(1) 協議内容は下記のとおりとする。なお、内容については、個人情報を取り扱わないこととする。

- ①警察官通報等から措置入院までの対応方針
- ②困難事例への対応のあり方など措置入院の運用に関する課題とその対応
- ③管内の精神科医療機関の役割分担や連携
- ④関係機関の情報共有のあり方
- ⑤措置入院者の退院後支援のあり方
- ⑥その他、保健所長が特に必要と認める事項

附則 この要綱は、令和元年9月19日から施行する。